

東三河総局 新城設楽振興事務所

審査担当部署名：東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課 環境保全グループ

所在地：〒441-1365 新城市字石名号 20-1（新城設楽総合庁舎 1階）

連絡先：0536-23-2117（ダイヤルイン）



受付時間：月曜日から金曜日まで（年末・年始及び国民の祝日等の祝日は除く。）の

8：45～12：00、13：00～17：30

受付の事前予約：**事前予約が必要です**。連絡先までお電話いただき、来所される日時をご予約ください。

事前審査について：愛知県内に事務所及び事業場がない申請者については、郵送にて産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の申請書類の事前審査を受け付けております（あくまで審査のみで、本申請は直接窓口にお越しいただく必要があります。）。郵送にて「事前審査希望」と明記の上、東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課 環境保全グループ宛、郵送してください。ただし、更新申請の場合は、許可期限の1ヶ月以上前までに事前審査書類が到着するように郵送してください。

※申請の際に必要な県証紙の売り場は、新城設楽総合庁舎 2階 県民安全防災課にあります。